U・Iターンおためし産業・職場体験ツアー実施業務に係る
プロポーザル実施説明書（案）

U・Iターンおためし産業・職場体験ツアー実施業務を、効果的かつ円滑に実施するため、以下のとおり、プロポーザルを実施し、業務委託の受託候補者を特定するもの。

1 業務内容等

（1）業務委託名

U・Iターンおためし産業・職場体験ツアー実施業務

（2）委託期間

契約締結日～令和9年３月31日（火）

（3）目的及び業務内容

別紙 仕様書のとおり

（4）業者選定

公募型プロポーザル

（5）事業に係る予算上限額

2,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望するもの（以下、「参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす法人又は複数の法人によるグループとする。なお、グループの場合は、（1）～（3）の要件を全ての構成員が満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

（3）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（4）企画提案した事業の実施が可能であること。

（5）グループの構成員は、単独での参加又は他のグループの構成員として、重複して参加しないこと。

（6）グループで参加する場合は、代表する法人を定めること。

3 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

（1）前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合

（2）不正な利益を図る目的で選考委員会の委員等と接触した場合

（3）提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

4 実施スケジュール　※説明会は実施しません。

項 目	日 時
告知開始日	令和８年７月17日(金)

質問書の受付期間	令和８年７月 17 日(金)～令和８年７月 22 日(水)
参加申出書の受付期間	令和８年７月 17 日(金)～令和８年７月 24 日(金)
企画提案書等受付期間	令和８年７月 27 日(月)～令和８年７月 31 日(金)
書面審査（予定期間）	令和８年８月４日(火)～令和８年８月６日（木）
結果通知（予定日）	令和８年８月７日(金)

5 質問

質問がある場合は、「（様式1）質問書」により行うものとする。

（1）質問書の提出期限

令和８年７月 22 日(水) 17時まで

（2）提出先

「14 問い合わせ先」と同じ

（3）提出方法

電子メールにより提出すること。返信メールが届かない場合は、電話により受信確認を行うこと。電話及び口頭による質問は受け付けないが、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ直接電話で問い合わせをする。

（4）質問に対する回答方法

令和８年７月 23 日(木)までに、質問書記載のメールアドレス宛に電子メールで回答する。

（5）回答の扱い

質問の回答が本実施説明書、企画提案仕様書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって本実施要領、仕様書等の内容に変更があったものとする。

6 参加申出書の提出

参加希望者は、以下のとおり「（様式2）参加申出書」を提出すること。期限までに提出がない場合は、本件に参加できない。

（1）提出期限

令和８年７月 24 日(金) 17時まで

（2）提出先

「14 問い合わせ先」と同じ

（3）提出方法

電子メールにより提出すること。返信メールが届かない場合は、電話により受信確認を行うこと。

7 企画提案書等の提出

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案に係る費用については、事業者の負担とする。

（1）提出書類・部数

ア （様式3）企画提案書提出書　 7部（正本1部 ※社名・代表者印要、副本６部）

イ （様式4）事業者概要　 7部

ウ （様式5）グループ構成表　 7部（グループでの参加者のみ）

エ （様式自由）これまでの関連・類似事業の実績　 7部

・A4サイズ用紙、片面、2ページ以内

・過去5年度（令和３年度～7 年度）内の業務実績を記載すること。
・実施場所、実施期間、業務への関わり（主催・受託・下請け）、業務の実施範囲、内容、実績を簡潔に記載すること。
・グループで参加する場合、事業者ごとに提出すること。

オ （様式自由）企画提案書　 7 部
・A4サイズ用紙、片面、20 ページ以内（表紙や目次を除く。）
・カバー等はせず、ア～オの一式をステープル止めで提出すること。

カ （様式自由）必要経費見積書
・正本1部（社名・代表者印要）、副本 6 部
・役割別の人件費、運営費（消耗品含む）等、項目や数量を明確にすること。
・総額が「1－(5) 事業に係る予算上限額」の範囲内であること。

(2) 提出受付期間

令和８年７月 31 日(金) ※必着

(3) 提出先

「14 問い合わせ先」と同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参。（郵送の場合は、必ず応募者から到着の確認電話を行うこと。）

(5) 受付時間

平日9時～17時 （12時から13時は除く。）

※時間厳守。この期間以外は一切受け付けない。

(6) その他

ア 提出期限後の資料の追加・変更は認めない。

イ 提出期限を過ぎた場合は失格とする。

8 企画提案の内容

以下の事項に関する企画提案を行うこと。

(1) 事業全体に関すること

ア 基本コンセプトについて

イ 人員体制（配置する人員数、人員の職種、人員への指揮監督体制）

ウ 概算費用（消費税相当額を含む）※積算内訳は詳細に記載

(2) 実施体制及び実施スケジュール

事業実施スケジュール及び本業務における責任者及び各担当者の役割を含めた実施体制を記載すること

(3) 広報に関すること

ア 利用する広報媒体・手法及びそれを選定した理由

イ 企業開拓の手法

ウ 求職者の関心を引くための工夫

(4) 企画内容の適切性に関すること

ア 安定性、操作性、セキュリティなど、オンライン説明会やメタバース空間の品質

イ 受け入れ先の企業や施設の選定及び体験内容の工夫

ウ 移動時間を含む具体的なツアースケジュール

(5) 安全管理・リスク対応に関すること

ア 参加者の安全を確保するための事故を未然に防ぐ対策

イ 緊急事態が発生した際の対応計画
ウ 見学先での事故やトラブルに対する具体的な対応方法
(6)追跡調査の手法
(7)過去の類似業務の受託実績

9 審査方法

北九州市が設置する審査委員会において、各委員の採点を基に総合的な評価を行い、採択に適した事業者を最優秀提案者として選定する。

(1)審査期間(予定)
令和８年８月４日(火)～令和８年８月６日(木)
(2)方 法
書面審査
(3)審査基準
審査の評価項目、評価の着眼点は 別紙 企画提案書の項目及び評価のポイント のとおり。
なお、参加者が1社の場合でも審査を実施するが、審査の結果、審査委員会の全構成員の評価点の平均点が60点未満(100点満点)の場合は、選定しないものとする。
また、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、見積金額が低額の者とする。

10 審査結果の通知

受託候補者を特定した時は、提案者全員に次の事項を通知する。

(1)受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
(2)当該提案者の順位及び点数
(3)受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

11 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、市ホームページに次の事項を公表する。

(1)受託候補者の商号又は名称
(2)提案者数
(3)提案者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果
(4)審査委員会の委員(外部委員を含む)の氏名及び職名
(5)審査委員会における主な意見
(6)市の主な特定理由

12 契約の締結

(1)市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
(2)協議が整った場合は、業務受託候補者はあらためて見積書を提出すること。仕様書と見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
(3)契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則(以下「契約規則」という。)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
(5) 受託候補者が「3参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(4)と同様に処理を行う。
(6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

13 その他

(1) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 本件プロポーザルに係る配布資料は、応募に係る以外の目的で使用しないこと。
(3) 本件プロポーザルに係る費用については、全て参加者の負担とする。
(4) 契約締結後、「北九州市物品等供給契約競争入札結果等の公表要領」に基づき、件名、契約の相手方、金額等を市のホームページで公表する。
(5) 北九州市情報公開条例に基づき、本件プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開できるものとする。
(6) 参加申出書の提出後、企画提案を希望しない場合は、企画提案を辞退することが可能である。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールにて、辞退届(様式自由)を提出すること。

14 問い合わせ先

北九州市産業経済局地域経済振興部雇用・産業人材政策課(北九州市役所 本庁舎7階)
担 当:玉江、嶋田
電 話:093−582−2419
メール:san-koyou@city.kitakyushu.lg.jp
住 所:北九州市小倉北区城内1番1号